

アセス図書のインターネット公表について

1 現状の条例規定

アセス図書（方法書、準備書、準備書要約書、評価書、事後調査報告書）についてインターネットによる公表を規定していない。

2 環境影響評価法の改正

平成 24 年 4 月 1 日より、方法書、方法書要約書、準備書、準備書要約書、評価書、評価書要約書について**事業者による**インターネット公表を義務づけ。

*配慮書及び（事後調査）報告書についても「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」にて検討が行われている。

3 他都市の先行事例

1) 大阪府

- ・ 手続中のアセス図書を自治体の HP で公開。
- ・ 基本的に手続中のアセス図書をアップしているが、既に手続きが終了した図書でも掲載しているものがある。
- ・ 評価書などは 100MB を超える。
- ・ 著作権に対する注意事項を掲載している。

2) 川崎市

- ・ 「環境影響評価関係図書の電子縦覧に関する要綱」に基づき、自治体の HP に公開。
- ・ 縦覧期間は条例に定める期間
- ・ 著作権に関する注意事項を掲載している。

[閲覧者に対して]

「PDF ファイルの著作権は事業者にあります。当ファイルを著作権者の許諾を得ないで、転載、複製、転用等を行うことは禁止されています。」

3) 横浜市

- ・ 「環境影響評価に関する図書の公表に係る実施要領」に基づき、自治体の HP に公開。
- ・ 著作権に関する注意事項を掲載している。

4 導入の際に検討が必要と考えられる事項

- 1) 希少種の生息地等に関する情報の取扱いについて
- 2) 公表主体について
- 3) 公表対象図書について
- 4) 公表期間について
- 5) 設備的な問題
- 6) 著作権に関すること（公表主体が自治体の場合）